

議 事

上富刑事法制管理官 皆さんおそろいようですので、よろしければ始めさせていただきたいと思えます。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。「平成20年改正少年法等に関する意見交換会」の第2回の会合を開会させていただきます。

司会進行は、刑事法制管理官の上富が務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、前回御欠席でいらっしやいました望月先生から自己紹介を頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

(望月氏自己紹介)

上富刑事法制管理官 本日は、最初に、最高裁判所事務総局家庭局の馬渡第二課長から、前回御説明いただきました審判傍聴制度の運用状況などについて、補足の御説明を頂きます。次に、当局から少年事件の概況についての説明をさせていただきます。更にその後、須納瀬先生から国選付添人制度の拡充の必要性について御説明を頂きたいと思えます。

それでは、まず、審判傍聴制度の運用状況などにつきまして、馬渡課長から補足説明を頂きます。課長、よろしく願いいたします。

馬渡最高裁家庭局第二課長 馬渡から簡単に御説明いたします。お手元に資料10、11というものを配らせていただきました。前回の説明の中で審判傍聴のイメージがつかみにくいというお話もございましたので、傍聴事件における審判廷の配席状況等について、簡単に御説明します。

傍聴実施事件における審判廷の配席状況は、各庁の審判廷の広さや形状のほか、審判に出席ないし傍聴される方の人数とか、事案の内容等によって様々でございます。資料10、11は、具体的なイメージをお持ちいただくための一例をお示ししたという趣旨のものでございます。

各庁におきましては、少年の心身に及ぼす影響や審判廷内での不測の事態の発生防止のほか、審判廷への入退出の順序とか一時退出の措置をとる際の動線なども考慮しまして、資料10、11の例のように、傍聴される被害者の方の座席の位置、これは資料10については左の下でございます。資料11においてはちょうど少年の真後ろということになりますが、審判廷の出入口近くの後方ないし斜め後方として、少年及び保護者の座席との間にできる限り距離を設けたり、あと、バー、法廷の柵を設置するなどの必要な配慮をしているところでございます。

なお、資料11の図の柵、審判廷用柵とありますが、これは保護者等出入口に近い右端部分が可動式になっております。そこから出入りが可能となっております。この柵の高さが大体85センチぐらいのものでございます。

さらに、審判中傍聴される被害者の方の体調が悪くなったり、被害者の方が追加の意見聴取を希望される際などにも適切に対応できるように、資料10、11の例のように、被害者

の方の隣に裁判所の職員が着席したという事案もございます。

傍聴が実施された多くの事案におきましては、このように被害者の方の体調不良等の突発的な事態に対応したり、審判廷内外の連絡役とか、あと入退出時や休廷時の少年側、被害者側双方の案内役などとして、通常の事案に比べれば多くの裁判所職員が審判廷の内外で待機をしているという状況でございます。

これが傍聴実施事件における審判廷の状況の御説明でございます。

以上でございます。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ただいまの馬渡課長の御説明に関して、何か御質問はございませんでしょうか。

山崎弁護士 審判廷内のみならず、職員の方がほかにも配置されているということでしたけれども、具体的にはどのようなところで職員が配置されているのでしょうか。

船所最高裁家庭局付 事案によって様々ではございますが、例えば、職員が審判廷のドアの外に待機して、何か不測の事態が発生したときや被害者の方が体調を崩されたときなどに、審判廷の内外で連携をとり合ってスムーズに対処できるようにした例がありました。また、家裁には医務室技官といって医師や看護師が在駐している庁もあるのですが、そのような医師や看護師が、傍聴される被害者の方が体調を崩されるかもしれないということで、審判廷の近くで待機したという例もございます。

山崎弁護士 ありがとうございます。

瀬川同志社大学教授 細かいことなのですが、資料11と10の違いをお聞きします。柵がついているかどうかは、裁判官の数や裁判所職員の数と関係がありますか。

馬渡最高裁家庭局第二課長 特に関係ございません。庁の実情に応じて柵を設けたり設けなかったり、審判廷の広さとの兼ね合いとかいろいろな兼ね合いで設けている、設けていないということでございまして、職員の配置のために柵を設けたりしているということではございません。

武少年犯罪被害当事者の会代表 部屋というのが、やはりとても狭いです。多分今まで、改正になるまで被害者がそこに入るといこと、傍聴するというのを考えられていなかったからこの狭い部屋だと思いののですが、傍聴するようになって部屋の大きさを考えるということはこれからあるのでしょうか。

馬渡最高裁家庭局第二課長 この傍聴制度が導入されてから、対応可能な面積を確保するように既に整備を進めてきておりまして、拡張可能な部屋については既に拡張を済ませておるところでございます。拡張が困難な庁におきましては、現在、運用による対応を行っておりまして、庁舎全体の新営の機会とか大規模改修の機会を捉えて、対応可能な面積を確保するというようにしているところでございます。

武少年犯罪被害当事者の会代表 もう一ついいですか。傍聴した人に何人か聞いているのですが、後ろの端っこの方に座るものですから、少年の表情も見えない、顔も見えないわけですね。やはりそれは端っこに、これからも席というのは端の隅になるわけですね。それは、何のためなのでしょう。

馬渡最高裁家庭局第二課長 少年法の22条の4第4項の規定のほか、衆・参の法務委員会における附帯決議で、傍聴される被害者の方の座席の位置等を定めるに当たっては、少年の心身に及ぼす影響に配慮しなければならないとされておりまして、それらを踏まえた審判廷内

の配置、配席にしているところがございます。具体的には、被害者の方と少年が直接顔を合わせることをしないような位置としたり、少年の座席との間にできる限り距離を設けているところでありまして、先ほど図でもお示ししたとおりでございますが、これらは先ほどの法律の趣旨等を踏まえた運用であると理解していただければと思います。

武少年犯罪被害当事者の会代表 ただ、被害者の傍聴というのは、やはりこれまで被害者にそういう権利が全く与えられていなかったから、被害者にもやはりそういう権利を与えましょうという改正になったと思うのです。私たちが思っていた傍聴というのは、こういうものではなかったのです。やはり加害者の表情は見たいし、やはりそういう隅っこでお客さんのように、時にはお客さんではなく何か余計なもののように座って見ると、やはりこれは被害者の権利として、傍聴を私たちはさせてもらっているんだといって、与えられた権利として傍聴席に座ると随分違うのです。だから、被害者のための傍聴ということをやったりもう少し考えていただきたいと思います。やはり顔が見える場所であったり、意見陳述でも一緒なのですけれども、私たちはやはり、意見を言ったときに、少年の表情が見たかったりするわけです。そういう被害者のためのものをもう少し考えていただきたいと思います。これからどうなのでしょう。

馬渡最高裁家庭局第二課長 先ほど申し上げた法律の趣旨等を踏まえて最終的には各裁判体で判断するということになると思います。

植村学習院大学講師 これは図を見ただけなのですけれども、資料10は一番手前の左側が多分出入口だろうと思うのです。ですから、本当は、今、武さんがおっしゃった趣旨でいくと、真ん中の裁判所職員とかいうところに被害者等が座るというのも一つのプランだろうと思うのですけれども、出入りの関係で非常に狭いですよね。だから、出入りのことを考えると、ここが一つの物理的なシチュエーションなのかなという感じはするのですけれども。

それと、刑事の法廷でも少年の席をどこにするかというのは非常に弁護側からの要望があります。もちろん、傍聴人あるいは被害者。その辺のところがありますので、少年事件はもっとその辺がデリケートになると思うのです。ですから、家庭裁判所も今おっしゃったような趣旨も踏まえて、できるだけいろいろな調整をしていかななくてはならないと思うのですけれども、少なくとも現状の選択はこれだというふうに理解されたらどうかなと思います。

瀬川同志社大学教授 セキュリティチェックというか、何と呼んでおられるのか分かりませんが、被害者の方のボディチェックをする際に不満があると聞いています。どこでやられているのか、どんな器具を使われているのか、誰が立ち会っているのかを御説明いただきたいと思います。

馬渡最高裁家庭局第二課長 まず場所でございますが、被害者の待合室を各庁に設けておりますので、そこでされることが多いだろうと思います。

どんな器具かということにつきましては、金属探知機で検査をさせていただくことも、全部ではないのですけれども、それなりの件数ございます。その場合には、手で持って使用するタイプの金属探知機を用いる場合が多いと認識しております。

立ち会う者については、職員が立ち会うということになりますが、女性の方に対しては女性の職員が立ち会って検査を行うことになっております。

武少年犯罪被害当事者の会代表 趣旨なのですが、先ほど一つおっしゃったのは、なるべく被害者と加害者と顔を合わせないようにとおっしゃったのですけれども、私はそこをやはり考

えていただきたいです。加害少年も被害者の顔を見るのが悪いことではないと思うからです。というのは、そこから目を背けてはいけないと思うので、やはり趣旨も考えるところがあると思うのです。確かに萎縮したりすると言います。そうしたらいろいろなことがスムーズに進まないとか言いますけれども、萎縮するということが悪いことではないと思うのです。萎縮するということは、私はいい機会だと思うのです。それだけ萎縮するというのは、あなたはそれだけのことをしたんですよと、そのときにしっかり教えるべきことであって、これだけのことをしたからこういうことになっていて、被害者がここの場所において顔が見える場所にいるんですよと教えるべきだと思うのです。だから決して、被害者と加害者の顔が合うのがいけないというのは、やはりもう少し考え直していただきたいと思うのです。

馬渡最高裁家庭局第二課長 答えになっているかどうか分かりませんが、事案によりましては例えば少年が後ろを向いて、被害者の方に「すみませんでした。」というふうにしっかり謝罪できた事案もございます。裁判官が付添人の方とも事前に話し合いながら審判を進めていく中でそういう場面があることも場合によってはあり、そのような事案が全くないわけではないことを、御紹介させていただきます。

小木曾中央大学教授 今、武先生がおっしゃるのはそのとおりだと思うのですけれども、時間の問題もあると思うのです。責任の引受けには時間がかかるということが、これは成人でもやはりあることで、それが割と早い段階でできる子とそうでない子というのが恐らくいるのだろうというふうに思いますし、やはり今のこの物理的な審判廷の中で距離の問題もあると思うのですね。どこで顔を合わせるかという。ある程度距離があれば圧迫感というのは少ないかもしれませんが、そういう問題も一方ではあるのかなという気もしますし、広ければスクリーンとか、ハーフミラーなんかを使うということも考えられなくはないのかなという気はいたします。

望月被害者支援都民センター事務局長 前回出席していないので、もしかしたら前回御説明があったかもしれないのですけれども、そういうことを例えばこういう図のようなものを示して被害者の方には詳しく説明はされるのでしょうか。

馬渡最高裁家庭局第二課長 こうした図をお見せした事案はそれほど多くないと思いますが、むしろ、実際に事前に審判廷を見ていただいた事案がございます。被害者の方に裁判所に来ていただいた折に審判廷の広さだけでも見ていただくだけでも、被害者の方の傍聴に対する不安等が随分違ってくるといって報告を受けております。

望月被害者支援都民センター事務局長 そういう場所で、例えば今やりとりがあったような内容について御質問があったりした場合に、法律の趣旨に従ってということになるかと思うのですが、そういう説明もきちっと説明をされているということでしょうか。

馬渡最高裁家庭局第二課長 少年審判の趣旨も含めて、そういった説明は繰り返しさせていただいていると認識しております。

上富刑事法制管理官 それでは、とりあえずこの点につきましてはこのぐらいにさせていただいて、先に進ませていただきます。

次に、当局の保坂刑事法制企画官から、少年事件の概況についての説明をさせていただきます。では、よろしく申し上げます。

保坂刑事法制企画官 では、私の方から、全般的な話として、少年事件の概況について御説明させていただきたいと思います。お手元に色刷りの資料をお配りさせていただいていますの

で、それを御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

これから申し上げる数字でございますけれども、この資料の右上の隅の方に小さい字で書いてございますように、() の数字は平成22年の司法統計年報の終局人員でございます。《 》の数字は、22年にですが、最高裁判所から御提供いただいた数字でございます。[] の中は、これまた最高裁の方から提供いただいた数字でございますので、それを前提にお聞きいただければと思います。資料の上の方から順番に御説明させていただきます。

家庭裁判所に送致される少年には、法律上の犯罪を犯した犯罪少年、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした触法少年、犯罪には至らないものの犯罪に結びつくような問題行動があって要保護性の高いぐ犯少年というものがございますが、平成22年の終局の人員における内訳によりますと、このうち犯罪少年が5万2,992名、触法少年が207名、ぐ犯少年が433名となっております。以上合計しますと5万3,632名ということになります。

年齢の構成でございますが、その右側に書いてございますように、終局時の年齢別の人員数で申し上げますと、14歳未満の触法少年が162名、14歳・15歳の年少少年が1万6,059名、16歳・17歳の中間少年が2万2,530名、18歳・19歳の年長少年が1万4,532名。終局決定時に20歳以上となった者が349名でございます。以上の数字につきましては、道路交通法違反等の事件ですとか、簡易送致事件ですとか、車両運転による業務上あるいは重過失致死傷事件ですとか、自動車運転過失致死傷、危険運転致死傷を除いたもので、かつ移送等による終局も除いたものでございます。

ちなみに、これらを今申し上げたものを除かないで全部を含めて家庭裁判所で受理された全ての事件ということで申し上げますと、平成22年の新規の受理人員は16万3,023名でございます。

続きまして、資料の1段下に下がっていただいて、調査でございます。家庭裁判所が事件を受理いたしますと、調査が行われまして、観護措置の必要性が認められる場合、すなわち住居不定、逃亡のおそれや罪証隠滅のおそれがあるなど、身柄確保の必要性がある場合ですとか、少年を緊急に保護すべき必要がある場合ですとか、収容して心身鑑別を行う必要がある場合などにつきましては、少年を少年鑑別所に送致するという観護措置がとられることとなります。資料の欄にございますように、観護措置がとられた者が1万639名、それ以外の、いわゆる在宅事件ということになりますが、身柄を拘束されない者が4万2,993名でございます。そして、いずれも必要な調査を経まして、結果、審判条件を欠くなど審判に付することができなかつたり、あるいは審判に付するのが相当でないとされた場合には、資料の右側の方に行きますけれども、審判不開始決定ということによりまして事件は終局するわけでございます。審判不開始となりましたのは2万5,991名でございます。うち観護措置をとられていた者で審判不開始となったのは46名でございます。審判不開始決定によって終局したもの以外は、原則として、つまり審判を経ないで検察官送致とか児童相談所長等送致となった場合を除きまして、審判開始決定がされて審判に付されるということになるわけでございます。

資料中ほどの審判の欄でございますけれども、まず裁定合議というものについて申し上げますと、事実認定が困難な場合などには、裁判官3人の合議体で審判を行うというものでございますけれども、この合議決定がされた上で終局した事件の少年の数は19名となっております。

また、審判において非行事実が争われる場合には、証人尋問等の証拠調べが行われることがございますけれども、証人尋問が行われた上で終局した事件の少年の数というのは167名でございます。

さらに、いわゆる検察官関与でございますけれども、故意の犯罪により被害者を死亡させた罪ですとか、死刑、無期、短期2年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件、それに非行事実に関与することが必要があると認めるときは、決定で検察官を関与させるということが出来るわけでございますけれども、検察官関与決定があった上で終局した事件の少年の数は15名ということになってございます。

あと、被害者の関係の制度でございますが、前回、最高裁家庭局から御説明を頂きましたけれども、審判傍聴が許可された事件数は、そこで言いますと67件でございます。審判廷における意見聴取をした人数は61名ということでございます。

次に、その右側の付添人という欄を御覧いただきますと、少年法におきましては、付添人というのは、弁護士以外の場合には、選任について裁判所の許可が必要でございます。弁護士の場合には許可を要しないとされてございますけれども、平成22年に終局した事件におきまして、付添人が付された少年の数は7,474名でございます。弁護士以外の付添人が付された少年の数は226名、弁護士の付添人が付された少年の数は7,248名でございます。

弁護士付添人が付された少年の数のうち、私選と国選とで言いますと、私選が6,906名、国選が342名となっております。弁護士以外の付添人で言いますと、保護者の方が付添人としてついたので、少年の数で言いますと61名、その他の方が付添人となったのが、少年の数で言いますと165名というふうになっております。

続きまして、審判不開始以外の終局決定について御説明したいと思っております。決定という欄を御覧いただきたいと思います。

まず、決定の欄の左側の方から行きますけれども、検察官送致となった少年の数が544名でございます。そのうち観護措置をとられていた少年の数が196名でございます。

次に、真ん中の保護処分となった少年についてでございますが、保護処分の欄にございまして、総数で言いますと1万6,253名、そのうち保護観察となった者が1万2,660名、そのうち、小さい字で書いてございますが、観護措置をとられていたのが6,326名、児童自立支援施設等送致となった者が294名、うち観護措置をとられていた者が280名、少年院送致となった者が3,299名、うち観護措置をとられていた者が3,185名でございます。

なお、保護処分につきましては、抗告ということで不服申立てができるわけですが、平成22年の高等裁判所における抗告事件の受理件数は、そこに書いてございますように794名となっております。

次に、一つ右の欄に行きまして、不処分となった少年でございますが、数は1万603名でございます。うち観護措置をとられていた者は503名でございます。その処分のうちの非行なしを理由とする、刑事手続における無罪に相当する非行なしを理由として不処分となった少年は、合計すると47名でございます。そのうち観護措置をとられていた者で、かつ非行なしとなった者が16名ということでございます。

さらに、その下の欄の小さい字になってございますが、児童相談所長等送致となった少年

は241名でございまして、うち観護措置をとられていた者は103名ということになってございます。

ここで観護措置をとられていたということで申し上げましたけれども、もともと観護措置をとられていた少年について、1万639名と申し上げましたが、この観護措置をとられていた少年について、それぞれがどういう終局処分結果となっているかを整理して申し上げますと、資料にも書いてございますが、検察官送致が196名、保護観察となったのが6,326名、児童自立支援施設等送致となった者が280名、少年院送致となった者が3,185名、児童相談所長等送致となった者が103名、不処分となったのが503名、審判不開始となった者が46名ということでございます。

最後に刑事処分について申し上げますと、先ほど、検察官送致となった少年の数、544名と申し上げましたけれども、その一つ下の段のところでございますとおおり、そのうちの年齢超過による検察官送致というのが346名、うち観護措置をとられていた者が75名、刑事処分相当を理由とする検察官送致となった者が198名、うち観護措置をとられていた者が121名ということでございます。

資料の方には記載してございませんが、刑事処分相当として検察官に送致された少年の罪名の内訳、これは観護措置をとられていた者といわゆる在宅の者、全体について申し上げますと、多いものから順に、窃盗が27名、傷害が22名、強盗致傷が16名、道路運送車両法違反が14名、傷害致死が13名、覚せい剤取締法違反が13名、以下続くということになってございます。

そして、最後でございますが、資料の一番下の刑事事件手続（第一審）という欄でございます。この欄の統計につきましては、いわゆる略式命令を除いた正式裁判によるものでございます。すなわち、検察官に刑事処分相当として送致された少年につきまして、検察官が正式起訴をして、第一審において判決が言い渡された、裁判時に少年であった者というのが122名でございます。なお、起訴後、成人に達した者は、この中には入ってございません。

内訳を申し上げますと、死刑が1名、無期刑が0、有期刑のうちの定期刑が84名、そのうち執行猶予となった者が81名、有期刑のうちの不定期刑を言い渡されたのが34名、罰金が2名、無罪が1名となっております。少年を刑事裁判所の方で保護処分に付するのが相当と認めるときには、少年法55条によりまして、家庭裁判所への移送決定をするということになっておりますが、平成22年におきましては55条による移送の決定がされたのは0名でございました。

私からの説明は以上でございます。

上富刑事法制管理官 ただいまの説明に対する御質問はございませんか。

小木曾中央大学教授 先ほどの不処分のうち、非行なしで不処分になったという、これは非行事実は何か特徴が——特徴がというか、例えば傷害であるとか窃盗であるとかといった、それによって非行なしの認定をされるケースが多いというような、そういう特徴はあるのでしょうか。

福嶋刑事局付 具体的な事案まではちょっと把握しておりません。

植村学習院大学講師 今の点に関連して、非行なし不処分の事件で、検察官関与のあった事件というのはあるのでしょうか。

福嶋刑事局付 申し訳ありません。その点も、どの事件が具体的にどういう流れでどういう処

分になったか、その点の個々の関係については把握しておりません。ここでは概況ということで、その数字のイメージといいますか、どの程度の検察官関与の件数で、どういう決定が最終的になされている、そのうち非行なしが何件であるという程度の御説明しかちょっと申し上げられないところで、申し訳ありません。

上富刑事法制管理官 それでは、よろしければ、次に、国選付添人制度の拡充についてというテーマに進みたいと思います。前回の会合で、この意見交換会で取り上げるべきテーマとして幾つか御提案いただきましたけれども、そのうち日弁連の須納瀬先生から御提案のございました国選付添人制度の拡充につきまして、先生から御説明いただきたいと思います。では、よろしく願いいたします。

須納瀬弁護士 須納瀬でございます。それでは、私の方から国選付添人制度の拡充について御説明をさせていただきたいと思います。

日弁連は、2009年12月に「全面的国選付添人制度に関する当面の立法提言」というものを発表しております。今日の配布資料の一番後ろにつけさせていただいております。これからその内容を敷衍する形で御説明させていただきたいと思っておりますが、基本的には一番初めのレジュメに沿って御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、現行の国選付添人制度ですけれども、少年法10条で少年及び保護者は付添人を選任することができるとなっておりますが、従来、国費によりこれを付する国選付添人制度は存在しませんでした。2000年少年法改正において検察官関与制度が導入されたことに伴い、非行事実が争いになり、検察官を関与させる決定がなされた場合に、弁護士付添人がいない場合に限り、国選付添人制度が導入されました。しかしながら、この制度により選任された国選付添人は、当初の5年間で25人と極めて限定的なものでありました。これに対して、2007年少年法改正において、裁量的国選付添人制度が導入されました。これは検察官関与決定を前提とせず、非行事実が争いがない場合にも、一定の重大事件については弁護士付添人を付することによって少年の行状や環境等に関する資料を十分に収集することができるようになり、少年の適切な処遇に資することになるほか、弁護士である付添人による少年の環境調整も期待することができる。さらには、審判結果について少年の納得も得られやすくなり、更生意欲を高めることができるといった理由から導入されたものです。その後、2008年少年法改正において、被害者の審判傍聴を許す場合に必要的国選付添人制度が導入されましたけれども、これについても選任数はそれほど多くないと承知しております。

次に、裁量的国選付添人制度の内容及び実情についてですが、対象事件は、一定の重大事件、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件、それから死刑、無期若しくは短期2年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件であり、殺人や強盗、傷害致死は含まれますが、窃盗や傷害等は含まれません。これらの事件について、少年鑑別所送致の観護処置がとられ、かつ弁護士である付添人がいない場合に、事案の内容等から家庭裁判所が必要と認めるときに、裁量的に選任する制度となっております。

選任の実情ですけれども、配布資料の3枚目の表1の中ほどを見ていただければ分かりますように、裁量的国選付添人を含む国選付添人の選任数は、2008年が451人、2009年が512人、2010年が342人と、少年鑑別所に收容された少年が約1万人強であることから見ますと、その対比で極めて少数にとどまっていると言えるかと思えます。

次に、弁護士付添人の役割であります。家庭裁判所で出会う少年は、家庭や学校で疎外され、幼いころから十分に愛された経験がなく、中には肉体的・精神的な虐待を受け、信頼できる大人に出会うことがないまま成長した少年が少なくありません。したがって、自分の話を大人にきちんと聞いてもらった経験がなく、自己表現も苦手です。付添人として少年の話をじっくり聞くと、大人の人にちゃんと話を聞いてもらったのは生まれて初めてだということもあります。少年が少年審判手続を経て真に反省し更生していくためには、信頼できる大人と出会い、自らが一人の人間として取り扱われていることを実感することが不可欠だと思います。弁護士付添人は、そのような信頼できる大人の一人となるべく、少年鑑別所で少年と面会し、時間をかけて少年の話を聞きます。それが付添人活動の出発点です。

その上で、以下のような役割を果たしています。

一つは、非行事実認定に関する適正手続の保障です。保護処分は少年の健全育成のための処分ですが、少年院送致はもちろん、保護観察であっても少年の自由の制約を伴うものでありまして、適正手続の保障が必要です。特に少年は被暗示性が高く、迎合的で容易に自白をしてしまうということは、過去の多くの事例で指摘されています。さらに、少年の表現力の不十分さと相まってえん罪が生じる危険性があり、これらを防止し適正な事実認定を行うために、弁護士付添人の援助が必要です。

2番目に、身体拘束に関する適正手続の保障です。少年鑑別所に収容される観護措置手続自体も、少年にとって不利益的側面があることは否定できません。適正手続の保障の一つとして、2000年改正において、観護措置決定に対する異議申立てが認められるところとなりました。しかしながら、少年や保護者がこの異議申立てを行うことは極めて困難であり、この手続保障を実質化し、少年の身体拘束が真に必要なものかどうか検証するためにも、弁護士付添人の援助が必要です。

3番目に、少年の言い分を家庭裁判所に伝える活動があります。先に述べたとおり、少年の多くは自分の考えや主張を表現することが苦手です。そこで、弁護士付添人が援助して、裁判官や調査官に対してその言い分を伝えます。自らの言い分を十分に聞いてもらえたということが審判結果に対する少年の納得につながり、施設収容処分になったような場合にも、結果として処遇効果を高めることとなります。

4番目に、要保護性にかかわる付添人の援助です。

第1に、要保護性にかかわる事実の検証と収集・提示の活動です。非行事実には争いが無い場合であっても、家庭裁判所が少年の要保護性を正確に認定し、適切な保護処分を行えるよう、付添人は、記録を検討し、捜査機関や調査官が収集した要保護性にかかわる事実が正確かどうかを検証するとともに、見落とされていた事実関係、例えば犯行の動機や役割等、非行事実に関連する事実であったり、成育歴や家庭環境等に関する事実であったりしますが、これらを裁判所に提示する活動を行います。

次に、少年に対して働きかけ、反省を促し、再非行防止の決意を導くような活動をします。これは家庭裁判所調査官が行う活動でもありますが、少年の処分を決める立場の者による働きかけとは異なり、少年に寄り添い、少年の最善の利益を考えて助言し、反省を促すことにより、少年は心を開いて反省を深め、再び非行しないという決意を固めることにつながります。

次に、これらに加えて積極的な環境調整活動も行います。弁護士付添人は、以下に述べる

ような積極的な環境調整活動を行うことによって、少年の社会復帰を円滑にします。

一つには、家庭環境の調整です。先に述べたように、非行少年は家庭で虐待を受けていたり、過去に虐待を受けた経験があつて、父母と基本的な信頼関係を形成できなかったり、保護者の過干渉、父母の不仲などによって家庭に居場所がないといったことから、非行に走っているケースが少なくありません。このような家庭内の問題について、弁護士付添人は保護者に働きかけて、少年の戻る場所を確保するなどの調整を行います。

それから、居住場所の確保を行います。少年自身の改善可能性は高いけれども、家庭環境が破壊されているなど、戻る場所がないようなケースでは、弁護士付添人が他の親族や住み込み就労先あるいは子どもシェルター等の一時居住場所を確保します。

就業・就学先の確保といった活動もあります。少年が退学処分になる可能性があるような場合には、学校と交渉してこれを回避したり、学校の受入れに配慮してもらうような働きかけを行います。さらに、就労先の確保です。少年の従来への雇用主との関係を調整して、雇用を継続してもらうように働きかけたり、新たに雇用主を探したりします。そのほか、暴力団との関係を断ち切るために組長に文書を送付したり、安全な生活先を確保したりといった活動もしています。

以上のような弁護士付添人の活動により、少年の再非行の可能性を低くします。その結果を踏まえての適切な保護処分決定が可能となり、少年院送致等の処分が不要となることもあります。少年の再非行の可能性が低くなることは、社会の安全にもつながるものです。

5番目として、被害者との関係もあります。付添人は、被害者に少年の謝罪の意向を伝えて、可能な場合には被害弁償を行うとともに、被害者の状況や心情を少年に伝えて、少年の反省を促すといった活動も行います。

次に、国選付添人制度拡大の必要性について御説明します。

身体拘束を受けた少年に対する弁護士付添人の援助の必要性です。弁護士付添人は以上のような活動を行うわけですが、少年鑑別所に収容されて身体拘束を受ける少年に対しては、身体拘束に関する適正手続の保障の必要性がある上、少年鑑別所に収容された少年は、一般に要保護性が高いものと判断される場合が多く、刑事処分を相当とする検察官送致や少年院送致、児童自立支援施設送致等の収容を伴う保護処分といった重大な処分となる可能性が高いと言えます。配布しました資料の5枚目に表2をつけさせていただいておりますけれども、これは2010年の統計をまとめたものですが、観護措置決定を受けた少年1万639人のうち、刑事処分相当の検察官送致は121人、1.1%、少年院送致は3,185人、29.9%、児童自立支援施設等送致が280人、2.6%、以上合計しますと3,586人、33.7%となっています。窃盗や傷害などについても、右側の合計のところの数字を見ていただきますと、窃盗が1,371人、29.7%、傷害が718人で31.9%と高率です。したがって、適正な処分の選択や少年の納得という観点からも、弁護士付添人の援助が必要であると考えます。

しかしながら、このような少年には自ら弁護士を選任するだけの資力がありません。保護者の多くも資力がないか、あつても少年のために弁護士費用を負担しようという保護者は多くありません。これは、後に述べますように、日弁連の少年保護事件付添援助制度が拡充されるまで弁護士付添人の選任数が極めて少なかったことから明らかであります。

身体拘束を受けた少年に対して付添人の保障が必要であることは、子どもの権利条約の要

請でもあります。少なくとも、身体拘束を受けた少年に対して弁護士付添人の援助を受ける権利を保障すべきことは、我が国が1994年に批准した子どもの権利条約でも明示されています。すなわち、子どもの権利条約40条2項(b)では、刑法を犯したと申し立てられたすべての児童は、防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこととされており、37条(d)では、自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有すると規定しています。翻訳では明らかではありませんけれども、原文では、前者、刑法を犯したと申し立てられたすべての児童一般については、弁護士又はその他適当な援助を行う者とされているのに対して、後者、自由を奪われたすべての児童、つまり身体拘束をされた児童については、弁護士及びその他適当な援助を行う者が必要と明示されています。すなわち、自由を奪われている場合には、適当な援助者のみならず、弁護士——原文ではlegal assistanceという言葉が使われておりますけれども——が必要であるとしており、少年が資力を有しない場合には国費による弁護士の援助を保障することは、国際的にも要求されていると言えます。

次に、被疑者国選弁護制度との不整合という点がございます。2006年に導入された被疑者国選弁護制度、捜査段階の弁護制度につきましては、2009年5月からその対象事件を拡大し、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役・禁錮に当たる事件について勾留状が発せられている被疑者は、国選弁護人の選任を請求できることとなりました。この結果、窃盗や傷害などの事件の少年も被疑者国選弁護人を選任できることとなりましたが、家裁送致後はその弁護人は国選付添人となることはできません。被疑者段階における弁護活動は、捜査機関の捜査に対する防御の役割にとどまらず、少年事件は基本的に全件送致となるのですから、家庭裁判所の審判を見据えた活動を行います。特に被害者との示談交渉や、先に述べた学校の退学、職場の解雇等を回避するための活動は、一般に捜査段階から審判段階まで継続するものです。また、少年との信頼関係形成を前提としての少年への反省の働きかけも、最終的には少年審判を見据えての活動です。にもかかわらず、少年が家裁送致となった段階で、国選付添人制度がなく、かつ少年に資力がなければ、弁護士はこれらの活動を断念せざるを得ず、少年は中途半端のまま放り出されることとなります。実際に、少年は被疑者国選弁護人を選任したのだから、家裁送致後も弁護士が付添人活動をしてくれると思いついていたにもかかわらず、当該弁護人が付添人とならなかったためにしばらく放置されていたといったケースも存在します。したがって、被疑者国選弁護制度との整合性の観点からも、国選弁護人制度の対象事件を拡大する必要があります。

次に、少年に弁護士付添人の援助を保障するための日弁連の取組について御説明いたします。極めて限定的な国選付添人制度のもと、日弁連では少年に弁護士付添人の援助を保障するために、次のような取組を行ってまいりました。

第1には、当番付添人制度です。これは、少年鑑別所に収容する観護措置決定がなされた少年に対して、弁護士が無料で面会に行く制度です。各地の弁護士会と家庭裁判所との間で協議の上、家庭裁判所が少年に観護措置決定を行う際、この制度を少年に告知してもらい、少年が弁護士との面会を希望する場合には、家庭裁判所から弁護士会に連絡し、弁護士会が当番の弁護士を派遣します。通常は、少年鑑別所で面会した弁護士は、少年に弁護士付添人の意義を説明いたしますので、弁護士付添人の選任につながっています。この制度は2001年2月に福岡県弁護士会で開始され、2009年11月までに全国の弁護士会で実施され

ています。

2番目に、被疑者国選弁護制度拡大後の対応体制の確保であります。先に述べましたように、2009年5月から被疑者国選弁護の対象事件が拡大され、少年にも多くの被疑者国選弁護人が選任されるようになりました。全国の弁護士会では、被疑者国選弁護人に選任される弁護士に引き続き付添人として活動することを呼びかけています。特段の事情によって同じ弁護士が継続して付添人として活動できない場合には、弁護士会にその旨を連絡して、弁護士会が別の弁護士を派遣するなどの制度を採用しています。このようにして、少年が弁護士の援助がないまま置き去りにされないように努めています。

3番目に、少年保護事件付添援助制度です。当番付添人制度や被疑者国選弁護制度拡大後の対応体制を確保する、こういったいずれの制度も少年が弁護士費用を負担しなければならぬとすれば、実際には弁護士の選任は困難と言わざるを得ません。成人であっても私費で弁護人を選任する割合は決して高くありません。まして少年自身は資力がなく、保護者も資力がなければ、資力があっても負担しようとしにくい場合が少なくありません。そこで、日弁連では少年保護事件付添援助制度を実施しております。この制度は、歴史的には財団法人法律扶助協会が運営していた少年保護事件法律扶助制度を前身とします。この制度は、1972年に最高裁事務総局家庭局から法律扶助協会に対して、弁護士である付添人の援助が必要であって、これを得られない場合、弁護士である付添人を選任するため法律扶助を与えることは可能かという照会がなされたのを機に、法律扶助協会の各支部が家庭裁判所から依頼のあった少年事件の弁護士付添人費用を援助する制度を実施するようになったものです。その後、家庭裁判所からの依頼のあった事件のみならず、少年から依頼のあった弁護士の持ち込み事件も援助の対象とするようになりました。

当初は、財源が確保されず、一部の支部での実施にとどまっていたが、日弁連が会員から特別会費を徴収して運営する当番弁護士等緊急財政基金から財政援助をするようになって、全国に拡大いたしました。その後、2007年の法律扶助協会解散に伴い、日弁連の法律援助事業とすることとし、同年10月以降、日本司法支援センターに対する委託事業として実施しています。その財源は、全て日弁連が会員から徴収した特別会費でありまして、現在、月額4,200円を全会員から徴収しています。2009年6月以降、少年・刑事財政基金という名称で基金を設立し、弁護士付添人の費用を援助しています。

援助の要件は緩やかであり、少年が身体拘束を受けていることは必ずしも要件になっていません。また、資力要件はありますが、この要件は、申込者が少年である場合には、少年のみで判断するため、実質的にはこれを満たさない少年というのはほとんどいません。

この制度の利用件数の推移は、先ほど見ていただいた3枚目の表1の右側の数字でございまして、2010年度には7,867件——これが援助決定数ですけれども——であり、援助額は1件当たり基本的に10万円ですので、援助額の総額は約8億円となっております。

このような日弁連の取組の結果の弁護士付添人選任数の変化でございまして、以上の(1)ないし(3)の制度を実施した結果、弁護士付添人の選任数は急増しています。これは表1及びそれをグラフ化した図1を御覧いただければ分かると思います。特に、2009年の被疑者国選弁護制度拡大後の選任数の増加は著しいものがあります。

一方、少年保護事件付添援助制度の利用件数も、これに合わせて急増しています。図1のグラフで言えば、この赤い線であります。2010年は2008年度との対比で言えば約1.

7倍、2000年との対比で言えば約4.6倍にもなっています。集計期間や対象事件の違いがあることもあり、弁護士付添人選任数と援助付添人件数が数字上逆転するような形になっています。この推移から見て、弁護士付添人選任数のほとんどが少年保護事件付添援助制度を利用しているというふうに見られます。

次に、日弁連が冒頭に申しました立法提言で提言しております全面的国選付添人制度の内容について御説明いたします。

一つは、拡大すべき対象事件でございます。国選付添人制度を拡大するに当たっては、その対象事件を少年鑑別所に送致されて身体拘束を受ける少年の事件全件とすべきであると考えます。先ほど述べましたように、身体拘束された少年に対しては、身体拘束に関する適正手続を保障する必要がある、しかも重大な処分を受ける可能性がありますから、弁護士付添人の援助が不可欠であると考えます。

なお、被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大されたことにより、被疑者国選弁護制度と国選付添人制度に不整合が生じているということをお先ほど申し上げましたが、このことから、少なくとも被疑者国選弁護制度と同一の必要的弁護事件にまで対象事件を拡大することは、最低限の課題であるとは言えますが、それだけでは不十分です。本来、少年に対する援助は、身体拘束がなされている事実と、要保護性が高いとされて重大な処分を受ける可能性が大きいためにその必要性が高いと言えるのでありまして、罪名により要否を判断する合理性はそれほどありません。実際にも、国選付添人制度の対象を、いわゆる必要的弁護事件に限定した場合には、ぐ犯事件や共同危険行為による道路交通法違反事件等が対象外となってしまうのですが、むしろこれらの事件を犯す少年に要保護性の高い場合が多く、少年院や児童自立支援施設送致の保護処分となる可能性も高いと言えます。表2を見ていただければ分かりますが、表の下の方にありますけれども、ぐ犯の48.8%が少年院送致や児童自立支援施設送致等の施設収容処分となっています。

先に述べたとおり、家庭裁判所が国選付添人対象事件以外で、弁護士付添人が必要と考えて、弁護士会に対して付添援助制度を利用して弁護士付添人を選任することを依頼する制度、援助依頼制度がございますけれども、これらの事件にはぐ犯事件の割合が高いといった事実もあります。このことは、家庭裁判所もこれらの事件での弁護士付添人の援助が必要であると考えていることを示しているのではないかと思います。したがって、これらの事件についても、弁護士付添人の援助の必要性が極めて高い事件と言えるのであって、国選付添人制度の対象から除外すべきではありません。

もう一つ、少年・保護者の請求による選任についても提言しております。現行の裁量的国選付添人制度は、裁判官が必要と判断した場合にのみ選任する制度です。しかしながら、弁護士付添人の選任は、身体拘束をされた少年に対して適正手続保障の趣旨から認められる権利と解すべきでありまして、少年及び保護者の請求による選任を認めるべきであります。

裁判所による裁量選任のみであれば、被疑者国選弁護人が選任された事件についても、裁判所が必要なしと判断すれば当該弁護士は国選付添人に選任されないこととなりますが、既に述べたとおり、被疑者弁護士は家庭裁判所の審判を最終の目標に活動を行っているのですから、少年が当該弁護士に対して審判へ向けて援助を継続してほしいという希望を有している場合には、国選付添人に選任される制度とすべきであります。

また、裁判所が必要性を判断した上で選任するとすれば、その判断に時間を要し、付添人

の選任が遅れる可能性もあります。国選付添人の選任が遅れた場合には、十分な付添人活動にとって大きな支障となり、速やかな選任のためにも、少年の請求による選任を認めるべきであると考えます。

以上述べたような弁護士付添人の果たす役割、少年に対する適正手続の保障や、少年の立ち直りを援助し、再非行防止に役立つ役割に照らすならば、少年鑑別所に収容されて身体拘束を受けた少年の事件については、弁護士付添人の援助が必要であり、これを実質的に保障するためには国選付添人制度をその範囲まで拡大すべきであると考えます。

私の方からは以上です。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

それでは、ただいまの須納瀬先生からの御説明に対して御質問ございましたら、お聞きしたいと思います。ございませんか。

瀬川同志社大学教授 最初に用語の確認です。「全面的」という言葉が日弁連の立法提言で使われている一方、最初の説明の方に「必要的」と「裁量的」という言葉が使われていますが、「必要的」と「全面的」はどのように使い分けられていますか。

須納瀬弁護士 日弁連の提言しております全面的国選付添人制度の「全面的」というのは専ら対象の問題でございまして、身体拘束を受けた少年の全件まで拡大するという意味です。その範囲まで必要的に選任するということまでは、提言では求めておりません。

福嶋刑事局付 私から質問させていただきます。

被疑者国選弁護制度との不整合ということをおっしゃっているところで、よく制度的な矛盾ということと言われておりますけれども、果たしてこの点が本当に矛盾しているかどうかという点が、若干どうかと思うところがあるのですが、要するに、そもそも被疑者国選弁護制度というのは当事者主義を基調としている、それで被疑者本人の弁護人選任権を実質化するという点に重点があるわけです。他方で、少年審判手続における付添人については、国選付添人制度、これは職権主義を基調としておりまして、少年の手続保障を図るという面もあると思うのですけれども、裁判所の協力者としての役割も期待される、そういうところがありまして、いわば役割として違うものが求められている。そうしますと、おのずから対象事件も違ってきてある意味当然ではないかと思えるわけで、被疑者国選弁護段階から家裁に送致されて少年事件に切りかわるときに、そこが国選でつながっていないからといって矛盾ではないのではないかと。むしろ、そこで拡大すべきであるという必要があるとしたら、そこで被疑者段階でついていたものが少年審判段階で付添人としてつかないということについての具体的な不都合がどんなことがあるのかということこそ論じられるべきではないかと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

須納瀬弁護士 刑事手続と少年保護手続の趣旨の違いや制度の立て付けの違いがあるということは、おっしゃるとおりだと思います。しかしながら、弁護士付添人が果たす役割の面において、あるいは先ほど述べましたように被疑者段階の弁護人から審判段階の付添人の活動が連続的なものとして行われているというのは重要な点だと思います。すなわち、被疑者段階で選任された国選弁護人は、ただ単に捜査段階に少年を防御すればいいという活動を行っているわけではなくて、少年審判で具体的な成果を上げるために、先ほど述べましたけれども、環境の調整であったり、被害者との示談活動であったり、そういった活動を行っているわけでごいまして、そういった被疑者段階の弁護士の活動が審判につながらないというふうに

なりますと、それ自体はやはり不整合と言わざるを得ないのではないかと考えているところ
です。

福嶋刑事局付 少年審判手続におきましては、職権主義ということで後見的に裁判所に送致さ
れた後に、例えば家庭裁判所調査官などがかわって、それで環境調整なども行うというこ
ともあるとは思いますが、その点を考えますと、被疑者段階でそういう活動をして
いたということがあったとしても、家裁に送致後は裁判所の方でそれも含めているという
ことがあるので、それはそれでいいのではないかとということも言えるとは思いますが、
その点いかがでしょうか。

須納瀬弁護士 先ほど御説明させていただいたかと思えますけれども、いろいろ付添人が行う、
環境調整等の活動を行うというふうに御説明させていただきましたけれども、あのような活
動というのは、基本的には調査官の活動とはほとんど重ならない活動だと理解しています。
調査官は調査官でももちろん福祉的な機能を果たされているわけですが、弁護士付添人
が行う対外的な環境調整活動あるいは被害者との関係の活動、そういった活動は調査官の活
動とは重ならないと考えておまして、しかもそういった活動というのは捜査段階からやは
り連続して行われるもので、それが、捜査段階は弁護士がやりました、同じことをあとは家
裁に行ったから調査官やってくださいよということで引き継ぐといったものは余り現実的
ではないと考えます。

福嶋刑事局付 そうしますと、そういう環境調整とかをするという役割、弁護士の方がされて
いくということはあるかと思えますけれども、必ずしもそれが弁護士でなければならないの
か。特に国費をつける場合にはその点考えていかなければならないと思うのですが、その点
はいかがでしょう。

須納瀬弁護士 環境調整の内容等についても、先ほど申し上げました被害者との関係や、ある
いは例えば暴力団との関係、それから学校や職場との交渉、こういったものは一般の方が十
全な形でできるかという、やはり法律資格を持った弁護士であるということによってでき
る内容は大きく違ってくるだろうと思えます。そういった意味で、弁護士である必要がある
と思えますけれども、更に加えて、今、環境調整、いわゆる福祉的機能の方を重点的に申し
上げましたけれども、やはり弁護士付添人の必要性というのは適正手続の保障と一体となっ
て行われるべきものであります。特に身体拘束がされている少年については、その点の身体
拘束が適正なものかどうかというものを判断する役割としての付添人というのが重要なわけ
で、それをトータルで実現できるものとしてはやはり弁護士しかいないのではないだろう
か。そこへ、そういった弁護士の付添人としての活動に対しては、やはり国費を負担して
いただく必要があるということではないかと思えます。

瀬川同志社大学教授 2009年12月18日の日弁連の立法提言の中の5ページ第3行目か
らのところに、少年が付添人として引き続き活動してほしいと希望する場合にも、裁判所が
必要なしと判断すればという記述があるのですが、具体的に、現行制度の弊害であると思
われた事案というのはありますか。

須納瀬弁護士 率直に申しまして、現行制度は重大事件に限られております。そういった意味
では、家庭裁判所も私選の付添人がいない場合には国選付添人が必要であるというふう
に判断するケースが多いのではないだろうかと思う——多いというか、実態として選任率
は高いと思えます。ただ、私どもが提言しているように、身体拘束全件ということになり
ますと、

軽微な事件も対象になってくるということです。そうすると、裁判所の判断としては、これぐらいの事件であれば付添人は必要ではないのではないかと、国選、国費でつけるまではないというような判断をする場合があり得るのではないかとということで申し上げたということです。

瀬川同志社大学教授 もう少し具体的な御不満を聞きたいのですけれども。家裁がこの点を分かっていない、無理解だというようなケースはどんな場合でしょうか。

山崎弁護士 重ねてになりますけれども、今回問題となるのは、現在は国選付添人の対象でないいわゆる軽微な事件、窃盗とか傷害の事件です。現行ですと被疑者国選で弁護人が付いていれば、弁護士の感覚としては審判が一つのゴールであり、そこに向けて少年に反省を促したり環境調整等々をするわけです。それが家裁送致になると国選付添人の制度がないので、費用を払えない子であれば今は日弁連の援助制度を使わざるを得ない。この制度が一切なかった場合のことを考えると、少年のために活動をやり始めたのに、いざ本番の審判になったら退場せざるを得ない、そういう状況なわけです。今は、このような事件に対して付添人が必要かどうかを裁判所が判断している実情がないので、それに対して極めて不都合だと感じた事例があるか、というご質問にはちょっとお答えできないわけですが。逆に、先ほどから申し上げている裁判所からの援助依頼があります。今は国選の制度がないけれども、日弁連が援助制度でカバーしているわけですが、その制度をつかって付添人に是非ついてほしいという案件が結構最近が増えてきております。ですから、やはり弁護士が最後までついて審判まで活動することが、裁判所から見ても必要だという例はかなり多いのだろうと思っています。

瀬川同志社大学教授 実際持たれたケースでもいいのですけれども、現行制度の弱点、弊害があるとすれば、具体的にどういうことなのか。お金の問題とか制度的な矛盾とかという言葉、これは確かに説明されるとよく分かるところもありますけれども、具体的なケースでどんなものなのかなという疑問です。いつかまた教えていただきたいと思います。

福嶋刑事局付 先ほど、少年・保護者の請求による選任を認めるべきである、そういうお話があったところについて幾つか質問させていただきたいのですけれども、そもそも今の平成19年改正法で導入されました国選付添人の制度につきましては、これは裁判所の職権によるということになっておりますのは、少年審判が職権主義をとっている、ある意味後見的な作用を裁判所が持つというところのほかに、罪名が重罪であっても、例えば少年院送致等の収容処分、こういうものが見込まれない場合ですとか、保護者によって十分な援助を受けることはできるのではないかと、そういう場合も想定される。そういう場合に、あえて公費で弁護士付添人を選任する必要性などは認められないということから、家裁が事案の内容ですとか、保護者の有無などの事情を考慮して、その上で必要性を判断して職権で付添人を付す、こういうふうなことになっております。

そういう点を考慮いたしますと、例えば今回対象事件を拡大するという事になった場合、かつ少年・保護者の請求によりこれはつけていくということになった場合には、家庭裁判所が付添人はこの事案は不要である、そういうふうにと考えるときであったとしても、少年・保護者の請求により国費で付添人を選任しなければならない、そういう場合が出てくるのではないかと想定されるわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

須納瀬弁護士 そういった意味で申しますと、やはり私どもは身体拘束されているということ

自体が、弁護士の援助が必要である一つの重大な要素だと考えています。そういった意味では、身体拘束を受けているということは、先ほど来申し上げましたように、身体拘束が本当に適正なのかどうなのかという検証をするという視点もありますし、あるいは少年自身が環境調整、例えば学校や職場等に出向いて行って自分の環境調整を自らできるということにもなりませんし、そういった観点から言っても何らかの援助が必要であると考えております。

ですので、身体拘束を受けているということに対しては、基本的には弁護士付添人の援助が必要であるというのが基本でございます。更に言いますと、先ほど来申し上げましたように、身体拘束を受けている少年については、一般的に要保護性が高いという判断がされて、鑑別所に送致されているわけでございます。もちろん鑑別所に送致された少年が全て少年院に対する収容処分になるわけではございません。保護観察になるケースもございますし、不処分になるケースもあるわけでございますけれども、典型的にはやはり要保護性が高いという判断をされているわけでございます。そういった意味での環境調整を行う役割、援助者が必要になるというふうに思います。

福嶋刑事局付 ただ、その点を強調されていきますと、裁判所としては不要であると考えたときに、少年なりの請求でついていく。そもそも付添人というのは、諸説ありますけれども、審判の協力者である、そういう側面もあるところでして、その点は、要保護性等の点を含めて家裁の職権で必要であると判断したときにつける、そういうことではいけないのか。逆に請求でつけるということは、裁判所として必ずしも必要でないというところまで国費でつけることになって、その辺やはり問題ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

須納瀬弁護士 そこは、おっしゃるとおり付添人の役割としては家庭裁判所の協力者的な役割が一つの役割であるということをご否定するわけではございません。他方で、それこそ諸説ありますけれども、弁護人的役割であるとか、両方を合わせた形でパートナー的な役割であるというようにいろいろな見解がございます。どの見解をとるべきかということではございませんけれども、やはり付添人は単純に家庭裁判所の協力者という役割だけではないというのは、これは余り争いのない部分ではないかと思っております。そういう意味では、家庭裁判所が必要と判断した場合だけに協力者として選任すればいいということではないだろうと思っております。もちろん、家庭裁判所の判断が、協力者が必要だという観点からだけ判断していると申し上げるつもりはありませんけれども、協力者的役割があるから家裁の職権的な判断だけでいいということにはないと思っております。

それから、この点は従前もいろいろ議論はあったのかと思っておりますけれども、現行の少年審判が職権主義構造を採用しているから少年の請求は認められないというふうにストレートに理論的に結びつくものではないのではないかと思います。そもそも少年法10条は少年及び保護者による付添人選任を認めているわけであり、これの意義、重要性を考え、その付添人選任が、少年や保護者が資力がないことによって選任できない場合には、それを実質的に保障するという趣旨から国費で選任できるようにするという制度の立て付けは、必ずしも職権主義構造と矛盾するものではないのではないかと考えます。

武少年犯罪被害当事者の会代表 別のことでいいですか。役割の(1)に「非行事実認定に関する適正手続の保障」と書いてあります。私たちがずっと言ってきたことは、事実認定をやはりしっかりしていただきたいということがありまして、とてもいいと思うのですが、このときに付添弁護士が少年についたとします。そうしたら、被害者に弁護士がついているイメ

ージを持たれているのか、それと検察官が入っているイメージで事実認定が行われるのか、ただ少年にだけ付添人がついていても事実認定がスムーズにいくと思われているのか、教えていただきたいのです。

須納瀬弁護士 ここにおける事実認定における適正手続の保障というのは、必ずしも検察官が関与するとか、あるいは被害者に弁護士がついているとか、そういったことを想定しているものではございません。基本的な少年審判における事実認定の構造というのは、ベースとしては捜査機関が送付された証拠書類が全て家庭裁判所に送られて、刑事裁判とは異なる構造のもとで、刑事裁判というのは伝聞法則というのがあって、一定の証拠書類、伝聞証拠というのは一定の要件を満たさない限り裁判官は見られないというようなルールがございますけれども、少年審判ではそういった制限はございません。審判の前に裁判官がそういった証拠書類を全部見た上で審判手続に臨む、そういった審判構造の中で、やはり私どもは、適正手続という場合の原則は、実際には非行を犯していない少年が非行を犯しているという前提で処分されるというようなことはあってはならない、それが基本的な原則だと思っています。そこを先ほど言ったような審判構造の中できちんと確保するためには、専門家である弁護士の援助が必要である。「適正手続の保障」というのはそういった意味で使わせていただいておりますので、被害者の方から見た事実認定の適正さというものは少し違った面があるのかもしれない。

武少年犯罪被害当事者の会代表 そうなると、裁判官がいます、調査官がおられて、そして少年がいて、加害者の親がいます。そこにまた少年の協力者である付添人がつくとなると、バランスはとれていないと思うのです。その中でやはり事実認定って、私はできないと思うのです。それだったら、やはり検察官の役割というのをもっと考えるべきだし、被害者にもやはり国選で弁護人をつけるべきだと思うのです。それは多分反対をされていると思うのですが、そういうことも認めながらつけるということは考えられないのでしょうか。

須納瀬弁護士 そこは、繰り返しになりますけれども、やはり少年審判の基本的な構造というのは、少年の健全育成の観点からの保護処分手続であるというのが基本だと思います。その中で一定被害者に対する配慮等の手続はこの間の改正で進められてきていると思いますけれども、事実認定の部分に関しましては、先ほど申しあげましたように少年の健全育成という保護主義を貫く、確保するという観点から言うと、原則としては家庭裁判所の裁判官が捜査記録をきちんと見て判断される、しかし、そこに問題がないかを検証するために弁護士付添人がつく、そういった基本構造になっていて、そこに刑事裁判のような形で検察官が関与するという形は望ましくないと考えています。

保坂刑事法制企画官 今の点で申し上げますと、平成19年にいわゆる裁量の国選付添人制度が導入されたときに、その罪の対象範囲というのは検察官関与がし得る罪と同じにされています。それは要するに、いざとなったら、事実で争いが生じたり事実認定に困難が生じるときには、検察官が関与でき得るようにしてあるということと考えられたものと理解をしております。ですから、検察官関与がし得る罪、それはそのままにしておいて、少年に国選付添人をつけるということになったときに、家庭裁判所における事実認定というのが、裁判官と調査官と少年と国選付添人だけでなく、検察官が関与し得るとされていることとバランスという点において、事実認定の適正あるいは適正らしさがどうなるかということについて、武さんはどのようにお考えかというのと、須納瀬先生がどのようにお考えかということをお

伺いできたらと思います。

武少年犯罪被害当事者の会代表 やはりそれはバランスが悪いと思うし。私たち、これは分からないですけれども、また、外れているかもしれないですけれども、事実認定にとっても不信感を持っているのです。といいますのは、自分が経験をしていまして、当時は審判で行われたことが分からなかったわけです。少年法2000年改正後の遺族の人でも同じような例があるのですけれども、うちの場合を言いますと、審判廷で言っていたこと、例えば、うちの子が髪の色を茶色に染めていて、体もがっちりしていて、見るからにけんかが強そうだったと言っていたのです。それは私達には分からないわけです。でも、やったことは一方的な暴行ですと認めるのです。そして16年前ですから、保護処分になりました。それでその後、民事裁判を起こしたのです。うちの子の当日の写真がありまして、そんな頭ではない、体も細くてやせている、それを私達が言ったとしても、加害者は何年も前の審判廷で言っていた、武君は見るからに体が大きくて、その子の方がずっと大きいのに、自分はやられるかもしれないと思ってやったんだと平然と言うのです。私は、そのときにおかしいと思ったのです。それを聞いたときに、少年法の仕組みが間違っていると思いました。審判廷で事実認定がされていなかったとはっきり分かったのです。だから、事実認定が大事だということをずっと言い続けていて。そんな自分の経験もありますし、会の人も同じようなことがあるのです。そうすると、今おっしゃったように付添人が拡充するとなりますよね。少年によりたくさんの弁護士がつくようになると、また被害者はやはり忘れられる存在というか、また被害者遺族、被害者は不信感を持つ審判になってしまう。私たち遺族は審判に対して不信感を持ってしまいます。だから、やはりその場合には検察官の役割というのを考えるべきだし、それをやはり除いて考えるべきではないと思うし、そして被害者にも国選弁護士ということを考えながら進めていくべきだと思うのです。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。須納瀬先生、いかがでしょう。

須納瀬弁護士 2007年改正のときに国選付添人制度の対象事件の範囲が、おっしゃるとおり検察官関与の対象事件と同じ範囲にされた。その理由については、先ほど保坂さんから御説明があったのはそのとおりかなと思います。そういった説明もあったと思います。ただ、他方で、あの時点で対象事件が限定された理由としてはそれ以外にもありまして、一つは、率直に言って弁護士側の対応体制が十分ではなかったという部分がありました。もう一つは、やはり当時まだ弁護士付添人の選任率がそれほど高くなかった時代でございまして、家庭裁判所の側でもそれほど弁護士付添人の必要性が高くないケースもたくさんあるのではないかと。観護措置がついたからといって必ずしも必要ではないケースも多いのではないかと。そういった二つの観点から、対象事件が限定される方向での議論がされたということはあるのではないかと考えています。

最初の方の、弁護士付添人の対応体制の問題に関しましては、この間、先ほど申し上げましたように弁護士付添人選任数が多く伸びているということからも分かりますように、全国的に対応体制が整ってきていると言えますし、そういった実情の中で、家庭裁判所でもやはり弁護士付添人がついてくれていた方が有り難い、役に立つというふうに御理解も広がってきているのではないだろうかと思います。それは、先ほど山崎さんが紹介したように、家庭裁判所からの援助依頼の数が増えてきているというのも多いというのも一つの証左かと思います。そういったことからいっても、対象事件を限定する理由がそれだけではなかったとい

う意味で言うと、それ以外の理由についてはかなりクリアできている部分があるのではないかと思います。

さらに、非行事実が争われた場合に検察官を関与させる必要性がどうしてもあるのかということと言えますと、そこは少し武さんとの見解が違う部分はあるわけですがけれども、先ほど来申し上げているように、検察官が関与することによって、むしろ少年の側に事実認定において不利益な部分が出てくるのではないかと。多くの事例ではないかもしれませんが、例えば、捜査を担当した検察官が審判廷に出てこられたというような報告もございます。そうすると、捜査段階で自白していた、それを撤回すると、自白が誤っていたというふうな主張を少年がすると、審判廷で捜査段階の検察官が出てきて、自白の撤回は許さないというような対応をされるとすれば、より正確な事実認定という点で言うとむしろ遠ざかってしまうというような問題もあるのではないかと私どもは理解しております。そういった意味では、検察官関与というのはごく例外的に、重大事件に関してのみ導入されたという経緯から見て、やはり安易にその対象事件を拡大すべきではないと考えております。そういった意味では、国選付添人制度の対象事件を拡大する、その利益、メリットを国民にきちんと御理解していただければ、必ずしも検察官関与対象事件を拡大しなければいけないということではないのではないかと考えているところです。

小木曾中央大学教授 話は、審判期日の話と、それからそこに行くまでの捜査の段階の話と二つフェーズがあると理解してよろしいのでしょうか。そういう認識で御提言いただいているというふうに理解してよろしいのでしょうか。あるいは、それが調査から審判までずっとつながった手続であるというふうな御理解なのか、それとも、調査の段階の、身柄を拘束されている少年への付添人活動と、それから審判期日の付添人活動と二面ある、そういう御理解ではないのかということなのですが。

須納瀬弁護士 それは、そういったふうに二つに分かれるということではないと思います。御承知のとおり、審判というのはある意味刑事事件の公判とは少し性格が違いまして、審判へ向けていろいろな活動を積み重ねていくということでございますので、むしろ付添人活動の重点は、審判廷での活動というよりは審判以前の活動というところに重点があると理解しています。

小木曾中央大学教授 もう一つは、これは、さっき事実認定の話が出ましたので、むしろ裁判所の側に伺いたいのですけれども、事実認定が例えば付添人が入ることによって困難になるとか、あるいは検察官が加わることによって変化があるというようなことがあるのかどうかということですが、これはいかがでしょうか。

植村学習院大学講師 私の方から、ごくラフ、少年事件の事実認定というのはまた難しい面があると思うのですがけれども、事実認定一般として考えますと、要するに裁判所が得た証拠によって認定をしますので、先ほど武さんのお話にあったように、実態はこうなのだということと裁判所の認定がずれるということは、これは避けられない事態なのですね。そこを同じということにすると、遠山の金さんみたいに裁判官が全部その事件を見ていかなければいけませんので、証拠が前提になるということと、それから、今、弁護士会からも言われましたけれども、事実の見方はいろいろなことが出ます。ですから、いろいろな観点から光を当てるとということもあるわけで、今、弁護士会の方は、弁護士のというか付添人の光をもっと当てたら、付添人側から見る適正な事実認定ができるのではないかと、こういう御主張だと思う

のです。それはそのとおりだと思うのです。ところが、それが、本当のといえますか、あるべき少年事件としての事実認定かということになると、そこまで付添人側の光が強くと当たるのであれば、それは検察官の光も当たった方がいいでしょうということで、検察官が関与する。そうすると、更に武さんたちのように、そうだったら被害者の光も当ててと、そういうどこまでの光を当てて見たのが少年事件における事実認定として適正かということだろうと思うのです。

刑事事件となぜ違うかという、やはり刑事事件は刑罰を与える。少年事件は、一応逆送を除外して考えますと、保護処分をする。保護処分の前提として事実認定があるのであって、有罪が無罪か、だから刑罰だ、そういう発想ではないはずなのですね。ですから、もちろん弁護士会としては真っ先に適正な手続の保障ということを挙げられるのは立場上分かるのですけれども、余りそれを強調されると、結局手続がだんだん当事者主義化してきて、だんだんしてくると、やはり検事も入ってこない、では伝聞法則も入れましょうかと。そうすると、少年の限られた審判の普通予定されている期間内にそういう手続が終わるのか。しかも一方で、20歳になると一応少年事件は終わってしまう。そういう刑事とは全く違う、いわばデッドラインもある中の手続としてどうか、そういったことを考えていかなければいけないように思うのです。

もっとお話しした方がいい部分はありますけれども、一応今の御議論の関係で言うと、私からはこういう御説明をした方がいいかなと思っています。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

山崎弁護士 あと実務的には、裁定合議制がかなり使われるようになってきているかなという感覚は受けています。2000年改正前は裁判官一人で審理をしていたわけですが、現在では、やはり難しい事件になると合議制で3人の裁判官が組まれて、今、植村先生がおっしゃったようないろいろな光を当ててみる、場合によっては検察官役的な質問をする裁判官を役割分担して決めながらやられている、という工夫をされているので、それでも相当適正な審理は可能ではないかとは感じております。

武少年犯罪被害当事者の会代表 私は、裁判官というのは中立な立場だと思っているのです。ですけれども、裁判官の中には、私たちが願う逆送なのですけれども、絶対自分は逆送はしないという偏った裁判官もおられるのです。それは今回は関係ないとしても、そういうこともあり、そして国選弁護人がついて、加害者側の協力者が多くなるというのは本当に心配なのです。

先ほど保護処分が目的だということ、もちろん私は分かっています。だから、保護処分が一番最大にいいという考えで審判は行われていると思います。でも、保護処分をするときに、私が先ほど言ったような、例えば相手がけんかをするつもりだったんだとか、自分はやられると思ったんだとか、そういうことがしっかり事実認定をしないままに通るということは教えるべきではないと思います。保護処分だからこそ、もっときちっと社会のルールを教えなければいけません。もし保護処分になったら、その加害少年は数年で社会に出るわけです。社会は厳しいです。そんなに守ってくれる人ばかりではないです。少し守ってもらえないことがあったら、社会が悪いと言うのです。それだったら社会のせいにもせず、じっとこらえている被害者はどうなんでしょうと私はいつも思うのです。保護処分をするのであれば、余計私は事実認定、細かな事実認定が少年の場合はとても大事だと思います。集団暴行の場合、

例えば加害者が10人いたとします。そうすると、自分の責任は10分の1だという感覚でいるわけです。そのときに責任をちゃんと教えなければ、その周りには予備軍がいるし、また、再犯率も高いのです。事実、私たちの会の人の加害者で再犯している人も結構います。それは前に犯罪を起こしたときに分かっていないからなのです。そして、本当に私たちが言うことは細かいことかもしれません。でも、けんかだと言うとか、一つ一つの事実認定が少年だからこそもっとも大事なのです。社会に自信を持って出すということを国は考えるのであれば、そんな大事なことを教えなければいけないと思います。それにはやはりバランスというのが大事だと思うのです。加害者側だけに協力者が増えるということはとても心配なので、やはりバランスを考える検察官、そして被害者につく弁護士が必要です。加害者につく弁護士さんもだんだん増えてきたとおっしゃいますが、被害者につく弁護士さんは本当に少ないです。少年事件になるともっと少ないのです。とても私たちは苦勞しているのです、そのこともバランスがやはり大事だと思うのです。

健全育成と必ずおっしゃいます。健全育成があるからとか、加害少年の健全育成を考えたならば、これを排除しましょう、検察官を排除しましょう、何を排除しましょうと、排除することを考えるのではなくて、やはりバランスよく考えるべきだと私は思います。それが、私たちはいつも思うのです。加害少年のためだと思うのです。もちろん私たちのためでもあります。でも、私たちは、子供たちは死んでいるのです。死んだ子供は戻らないのです。私たちの言っていることは、本当に加害少年のためでもあるのです。それにはやはりバランスを考えていただきたいです。

望月被害者支援都民センター事務局長 今、武さんがお話ししてくださったのですけれども、私も被害者を支援する立場にある者として、本当にそのとおりだと思うのです。やはり事実認定は被害者とか当事者というのはできないと思うのですけれども、出された事実認定を納得したいというか、一つ一つ細かい部分まできちっと説明されて、あっ、そうだったのか、じゃあこういうことはどうですかというやりとりの中で納得していききたいという、それはすごく強いと思います。そういう意味で、裁判の傍聴ができる、この前、私も参加させていただいたのですけれども、被害者のために少年審判を傍聴できるという法律ができたわけですよ。それは、一つはやはり事実を知る、そして事実を知ることによって現実を受け入れていくという作業に入るという——被害者が回復のために——そういうことも議論されていたと思うのです。そういう意味で、被害者が少年審判に参加できたり意見を述べられたりするということはものすごく大きなことで、ものすごく大事な権利だと私は思っているのです。それを円滑に少年法の趣旨にもものっとったやり方で、双方がバランスよく行うために、私は一つの方法として被害者側にも国が弁護士をつけてくださるということがあると思うのです。

これは大きな事件ではなかったのですけれども、たまたま最近私たちが体験した少年事件の性暴力被害の被害者の支援だったのですけれども、本当に情報がなくて、もしかしたら知らないうちに全てが終わってしまうかもしれないという不安の中に被害者はいました。たまたま加害者側の働きかけがあったもので、そこで私たちは被害者支援の弁護士さんをお願いして間に入っていただいたのです。そうしたら、調査官との調整とか裁判所の調整とかということがとてもスムーズにあって、一つ一つ説明を受けながら、意見陳述もできましたし、その後の民事にもスムーズに移れたという事例があって、やはりそういう方が入っていただくというのは一つの方法だと思うのです。だから、少年のために須納瀬先生が一生懸命弁護

士の制度を確立したいとおっしゃっているように、私たち、被害者を支援する立場の者も是非バランスよく、同じようなサポートをお願いしたいと切に思います。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。瀬川先生、どうぞ。

瀬川同志社大学教授 法テラスは、弁護士、あるいは加害者側、あるいは被害者側にどういう実際的な役割を果たしていますか。

須納瀬弁護士 法テラスは、一つは、国選付添人制度については、家庭裁判所が選任を必要と判断したケースについて指名通知をするといった役割を果たしています。ただ、大半のケースは、先ほど説明させていただきましたけれども、日弁連が少年保護事件付添援助制度という制度を実施しているわけですが、実務的には、その運営を法テラスに委託しております。ですので、一般には少年から依頼を受けた弁護士が法テラスに対して付添援助制度の申込みをいたします。そうすると援助決定がなされて、付添人活動が終了した場合にはそれに対して弁護士費用を支払う。そういった具体的な窓口及び手続を法テラスが行っています。ただ、実際、その運営資金、そのための資金は日弁連が支出している、そういうことになっています。

瀬川同志社大学教授 そういう意味では、大きな役割を果たしていると言っていいのですね。

須納瀬弁護士 はい。

武内弁護士 被害者の関係で、被害者を弁護士につなぐ役割というと、一般的に「精通弁護士」と言っていますが、被害者の援助等に精通した弁護士を紹介するという制度を法テラスが本来事業の一環として行っております。ただし、この場合の弱点としては、こういう弁護士がおりますよという形で連絡先や氏名等は紹介はできるものの、では相談の費用はということになると、現状では被害者の方が持ち出しで、いわば自腹を切って相談を受けなければいけない。あるいは個々の弁護士の費用に関する部分ですから、相談をしたいけれども弁護士さんの費用は幾らかかるだろうかという質問に対しては、法テラスは確定的な回答を渡すことができない。それも含めて弁護士さんに聞いてくださいというところが、一つアクセスの障害になっているかと思います。また、少年事件の被害者も含めて、一定の種類の犯罪の被害者に対しては、日弁連がいわゆる委託援助制度の一環として、被害者の援助活動を行う弁護士の費用を日弁連が負担しますという事業を法テラスに委託して実施しております。ただし、この事業の方の一つの制度的な限界としては、現状、弁護士の持込みによる申込みという形しかとっておりませんので、被害者の……

瀬川同志社大学教授 弁護士側からということですか。

武内弁護士 いいえ、まず被害者の方が弁護士に相談して、その弁護士が援助を申し込むという立て付けになっているものですから、そうすると初回の相談は、どうしても今、被害者の人たちは国レベルでは援助を受けていないというところになります。この点、地方自治体が独自の取組で被害者のための相談費用等をバックアップ、カバーしているところはございますけれども、国政レベル、全国レベルではまだそういった制度はないというのが実情です。

植村学習院大学講師 少しイメージ的といいますか、表1で援助付添人数が8,000弱あるわけですが、今、弁護士会の方で考えておられる国選付添人になると、これが全部国選付添人になるのか、このうちの例えば1割か2割はならないのか、その辺はどんなイメージなのでしょう。

須納瀬弁護士 率直に申しまして、私選の付添人というのはかなり少ないだろうと思っており

ますので、想定としては、この援助付添人が基本的には、拡大されれば国選付添人の対象になっていく可能性が高いと思います。ただ、1点だけ、この援助付添人の中には、必ずしも身体拘束を受けた少年だけではないです。身体拘束を受けていないケースも入っていますので、その部分は多少外れるということになると思います。

植村学習院大学講師 それで、引き続きですが、先ほど法務省からの配布資料でいきますと、大ざっぱに言いますと、観護措置が1万、在宅事件が4万。大体しますと1対4ということで、少年事件の20%に国選弁護士がつく。ラフな言い方をするとそういうふうになると思いますが、それで少年事件の雰囲気というのは変わっていくのか。それとも、今お話しのように、既に7,000、仮にこれは若干目減りするとして7,000ちょっとで、それで既に国選が300幾つありますので、大ざっぱにいくと8,000件ぐらひは弁護士が付添人としてついているので、仮に1万件になってもそんなに現状と審判廷の雰囲気は変わらないのか、その辺は弁護士会としてはどんなふうに思っておられますか。

須納瀬弁護士 弁護士付添人がつくことによって、お考えになっているのは、やや刑事手続化するのかとか、そういった点を懸念されているのかもしれませんが、その点については、私どもとしては、やはり付添人というのは少年法の趣旨をきちんと理解して、ただ単に弁護人的な活動をすればいいのではない、少年法の趣旨を理解して活動するよとといった研修をいろいろな形で、日弁連レベルであったり各弁護士会レベル等で行っています。そういった少年法の趣旨をきちんと踏まえた活動をするのが付添人の質の確保ということにつながっているという認識で行っておりますので、いたずらに刑事手続化するとか、そういうことはないと思っています。

植村学習院大学講師 あと、先ほどちょっと観護措置の傷害なんかを罪名の関係でおっしゃったと思います。事案軽微と言われたのですけれども、事案軽微で観護措置をとることは恐らくないので、法定刑としてはこれまでに比べると軽いけれども、そういう趣旨と理解してよろしいですか。

須納瀬弁護士 そこは、観護措置をとる理由にはいろいろございまして、おっしゃるとおり傷害でも重い傷害もありますし、軽微な傷害もございまして。しかし、軽微な傷害でも、家庭環境に問題があったり、要保護性が強いケースについては、資質鑑別だとか環境調整の必要等から観護措置がとられるケースがたくさんございまして。そういった意味では、やはり事案軽微な場合でも観護措置がとられるケースがございまして、そうであるからこそ、事案軽微にもかかわらず観護措置がとられるというのは、それだけ要保護性が高いというふうに判断されます。その意味での弁護士が環境調整を行ったりする必要があるということなんです。

あと、もう一つつけ加えますならば、ぐ犯というものが家裁に送られて観護措置がかなりの割合でとられています。逆に言うと、ぐ犯で観護措置をとられるというのは、それだけ環境的な問題、資質的な問題が根深いということにして、それだからこそ少年院送致の割合も高率になっているということがございまして。そういった点も考えれば、必ずしも事案が重大だから観護措置になっているということではないという点は御理解いただきたいと思います。

植村学習院大学講師 ちょっと言葉の問題だけなので、要保護性が高いものも事案軽微とは言わないというふうに私は理解しているので、ちょっとそこが言葉としてひっかかったということです。

あと、ちょっと検察官関与可能な事件数が分かりませんが、先ほどの統計の御説明

ですと、検察官関与事件は15件ということですので、先ほど来の議論のように、国選付添人が広がって、それに連動して検察官関与対象事件が広がっても、そんなに検察官関与事件がものすごく増えるということにはどうもならないような感じがするのですけれども、その辺は弁護士会としては広がるものすごく増えると思っておられるのか、それとも増えた分野については1件たりとも検察官を関与させてはいけないというふうに思っておられるのか、その辺はどんなイメージでしょうか。

須納瀬弁護士 おっしゃるとおり、現行の対象事件でもそれほど件数は多くはありません。そういう意味で、対象を広げたら、まして事案が軽微な事件であれば、同じ割合で広がると思えない。そういうことで、件数はそれほど多くないのではないかと先生のお指摘かもしれないけれども、逆に言うと現行の検察官関与対象事件、恐らく1,000件もないと思うのですけれども、これだけ関与件数が少ないということは、本当に関与しなければならぬといった立法事実がどこまであるのかということにもなるのだろうかと私どもは考えていますので、先ほど言いましたような制度の理念にかかわる大きな変更をしてまで検察官関与の対象事件を広げなければいけないのかどうかというと、そうではないのではないかと考えているということでございます。

武少年犯罪被害当事者の会代表 8,000近くの件数、表に載っているのですけれども、これは審判の付添いまでですから、付き添って、その後、その少年がどうなっているか。例えば再犯しているかどうか、そういうところは分かっているのでしょうか。再犯率は4割です。私は、やはり4割というのはとても多いと思うのです。それは、やったことがその前に分かっていたら、もっと違うのではないかと、そして、私はいつも言うのですが、芽を摘めるときに摘んでいただきたい。それには、やはりしっかりと自分のやったことを見つめる、責任を教える、いろいろなことが必要だと思うのです。ただ、その少年はとても家庭環境が悪いからと言います。それは分かります。犯罪を犯す子はほとんど家庭環境が悪いです。いろいろな事情があります。それも分かるのです。だからいろいろなことで支援をしなければいけないというのは分かるのですが、でも、してはいけないことはあるのです。人に手を出してはいけない、やはり人の命を奪ってはいけないということがあるわけです。だから、本当は再犯率をもっと減らさないといけないのですが、付添人がついた場合それが減っているのか、それとも、付添人をして、審判が終わり保護処分になったら、はい、それで関係ないとなるのか、その後はどう見ているのでしょうか。

須納瀬弁護士 付添人としてついた弁護士が処分後の全ての少年にかかわっているというのは、そこまでは申し上げることはできません。ただ、少年院送致になった場合に少年院に面会に行く付添人は多いです。それから、出院後もある程度コンタクトをとるような付添人は少ないと思います。あるいは、保護観察になったりした場合にも、ケースによっては定期的にコンタクトをとったり、定期的にはコンタクトをとらないけれども、「困ったよう、先生。」とって電話をかけてきて、相談に乗ってやったり、そういった事例もございます。そういった意味では、弁護士がつくことによって、そのあたりはほとんどボランティアの世界になってしまうわけですけれども、少年の再非行防止に力になっているケースはあると思います。きょう参考資料で配布させていただきました「付添人がいてよかった」というパンフレット、もしお時間があったら後でお読みいただければと思いますけれども、そういった、審判だけではなくて、その後、試験観察中あるいは試験観察が終わってから、また非行を繰

り返したりしても、それをサポートした付添人の活動などが少し書かれているので、お読みいただければと思います。

そういった活動をしている付添人もあるということをお理解いただきたいのと、あと、武さんがおっしゃる再犯率の問題ですけれども、もちろん再犯というのはいろいろな要素があるのだらうと思いますけれども、私どもの受けとめとしては、例えば少年院を出た後のサポートというのがきちんとできていない、就職先であったり居住場所であったり、そういったサポートがきちんとできていないということが再犯の大きな原因ではないか。必ずしも少年審判で反省が不十分だったから再犯をするということだけではなくて、私どもの知る範囲でも、審判のときは本当に深刻にきちんと反省して、そして少年院でも、「僕は少年院に行ってよかった。」と帰ってきて報告してくれる少年もいます。「もう立ち直るよ。」というふうに言っているながら、やはりまた様々なトラブルに巻き込まれて再犯を犯した少年がいるというのは、私自身の活動経験からもございます。ただ、それは反省が足りなかったからだとか、少年院が不十分だったからだとするふうには必ずしも言えないのではないかと思います、やはりその後、出院後のサポートがきちんとできるかどうか、そのあたりが重要だと考えているわけで、弁護士付添人がそういった点まで全てかかわれるという形では申し上げられません。先ほど言いましたようにボランティアベースです。ただ、熱心な付添人はそういった部分にもかかわっているということをお理解いただければと思います。

上富刑事法制管理官 今、武さんがおっしゃった、弁護士付添人が付された事件と付されていない事件とでその後の再犯率を区分けしたデータというのを今この場でお持ちの方はいらっしやしませんね。とりあえず今この場では、直接それをお答えできるデータは持ち合わせていません。

ほかに御質問ございますか。

瀬川同志社大学教授 日弁連の立法提言、それから今日の御説明はよく分かりました。日弁連でやられている少年保護事件付添扶助制度は画期的で、現場でこういう形でやられていることに敬意を表しますし、同時に、自由拘束されている少年の権利保障というのは非常に重要な問題だと私も考えています。他方、「全面的…」というこの立法提言の文章なのですが、ここでもう少し検討していただきたいなということが2点あります。

一つは、「全面的」となった場合に、家庭裁判所の役割あるいは家裁調査官の役割がかなり変質する可能性はないのか。この点に立法提言で触れていただければという気はしました。というのは、少年法のもともとの理念というのは、「少年裁判所」「パレンスパトリエ」という考え方であり、そこに信頼感もあったと思うのですが、「全面的」となった場合に、請求があれば全面的にやるのだという制度が、一般国民から見ると信頼感というか信頼性が担保されるのかどうか。さっき福嶋さんが述べられた、国費を出していいのかという問題にも絡むと思いますが、そういう疑問を払拭する説明が要るのではないかという気がいたします。

もう一つ、先ほどの法テラスの問題でもやはりアンバランス感を否めず、被害者側にとって法テラスとは一体何かという感じがいたします。法テラスあるいは日弁連の連携というのですか、そういうものはもう少し機動的にされて、その上でこの主張があれば今日の話合いも少し変わったのではないかという気がいたします。現状のまま全面的な国選付添人という制度を直ちに導入するということになると、なお疑問点というのは残る可能性があると思います。今日の御説明でよく分かった部分がありますが、こうした課題が残るのではないかという気

がいたします。

武少年犯罪被害当事者の会代表 私、やはりとても心配なのは、弁護士の仕事というのは少年の利益を考える、大人でもそうですが、その人の利益を考えながらするということですので、また戻るのですけれども、弁護士によっては利益だけを考えるというのが怖いのです。だから、言ったように、軽微な犯罪であっても何をやったかが一番大事だし、私たちがいつもいうのは、出口の話ではないんですよ。入口の話というか、最初がとても大事で、何をやったか、そしてそれはなぜやったのか、何がいけなくて、もしかしたら被害者にも非があったりいろいろなことがあると思うのですが、だれに責任があるのか、そういうことを教えることをすごく重要に考えている弁護士さんであればいいのですが、利益だけを考えていると見えました。私たちは経験をしていて、私の場合は民事裁判しかしていませんが、事実関係よりも加害者の利益になるようなことをたくさん言っていました。それは何でもありなんだなという感想なのです。でも、そういう人が審判のときに、審判までの大事な時期に付き添うのはとても怖いので、もしこれからたくさんの方の弁護士さんが加害者に関わるようになるのだったら、とにかく研修をかなりするべきだし、いろいろなことをやはり考えるべきだと思うのです。どうしても利益だけを考えるという弁護士さんは多いと思うのです。だから、とても心配です。

小木曾中央大学教授 今のこともかかわるのですけれども、やはり正確な事実認定が全ての始まりだろうと思うのですけれども、そのために、この御提言の1枚目の付添人の役割というところの(4)のイ、これが本当に、今、武先生がおっしゃったようにできれば、少年に働きかける、反省を促す、再非行防止というような、そういう付添人像というのを想定しての御提言だと理解しておりますけれども、というところが非常に大事で、ここがやはり成人の弁護士活動とは違うのだろうなと思います。

また、正確な事実認定ということ言えば、検察官の関与の範囲が、あれはたしか政府の提案から縮まってこういうことになったはずだと思うのですけれども、そこをところを広げる必要はないのだろうかという疑問も若干あるわけで、立法事実があるかどうかという問題があると思いますけれども、ただ、傷害や何かは落ちてしまうわけだと思いますから、傷害でも重要なものはあると思いますし、ですから、それと付添人というのとやはりリンクした議論が必要なのかなという気がいたします。

武少年犯罪被害当事者の会代表 私も是非そうしていただきたいです。

瀬川同志社大学教授 立法提言あるいは今日の説明もそうなのですけれども、少年法の基本構造を変える可能性があると言及してもいいのではないかと。こういう点が家裁に対して不満だ、あるいは家裁調査官に対してこんな不満があるということをもっと明確に言われてもいいのではないかとというのが、私の最後の感想です。

植村学習院大学講師 先ほど付添人について請求権ということをおっしゃったのですけれども、仮に弁護士会側の立法ができたという前提で考えますと、国選付添人対象事件が非常に増えますので、家庭裁判所としても仮に裁量でやるとしても、なかなか難しい面が出るかもしれない。そういったことを考えますと、今の国選の場合も、例えば選任照会をしているわけですから、そういった選任照会の形で少年側の意見を家裁に反映させる、そういったことはどうなのでしょう。請求ではありませんけれども、少年側はつけてほしいと思っていますよというのが必ず家裁に伝わっていくというルートですね。そういうのはどうなのかなと。

須納瀬弁護士 現行の国選付添人選任の場合の照会のことですね。

植村学習院大学講師 ええ。そういう形でも足りないのかということなのです。

須納瀬弁護士 やはり選任照会というのは基本的に裁判所が選任が必要だと判断をした場合に私選付添人を選任する意向があるかどうかということをお照会しているという制度ではないかと思うのですが、裁判所が選任が必要と判断しないケースであっても、少年側では被疑者弁護人であった弁護士に引き続き活動してほしいというケースがあるのではないかと、それが我々の考えですけれども。

植村学習院大学講師 あと、先ほどおっしゃったように、須納瀬先生は、刑事弁護と少年の事件は付添活動はやはり違うのだということをおっしゃるのですが、刑事裁判で見ても必ずしも少年事件についてと刑事事件についてというのがうまく切りかわっていない弁護人もいらっしゃるような感じが全くないわけではないのですね。ですから、先ほど来おっしゃったように、刑事から少年へと連動した方がいいのだというのは一面そのとおりなのですが、頭が切りかわらないと、むしろ別の方にやっていただいた方がいいという面もあるわけですよね。その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

須納瀬弁護士 そこは、基本的な弁護士の活動は、繰り返しになりますけれども、捜査段階から始めますけれども、審判を見据えているわけですから、一審と二審の弁護士をかえるのとはやはりそこはちょっと場面が違うのではないだろうかと思います。国選の刑事事件ですね、一審の弁護人と二審の弁護人は別の人がやった方がいい、そういうのは一定合理性はあるのかなと思いますけれども、捜査段階と審判段階をかえるというのは極めて例外的な場合になるかなと思いますけれども。

武少年犯罪被害当事者の会代表 捜査から審判までずっと同じという、慣れてしまうということはあると思うのです。人は、自分が何か罪を犯したら、助かりたいと思うし、軽くなりたいと気持ちが働くと思うのですね。そこでやはり同じ人がずっとつくということは、気持ちが慣れてしまうということはあると思うのですね。やはり何かかえて引き締めるということが必要かなと今思いました。

須納瀬弁護士 念のためちょっと具体的なイメージを持っていただきたいのですが、基本的には捜査段階というのは、一番長くて逮捕、勾留されて23日間です。その中で何回か接見に行って、そこでようやく信頼関係を少年とつくる、そういうことをございます。その後、家裁に送られて、多くのケースが4週間以内の審判ですから、全部合わせて2か月弱の手続なのです。慣れてしまうというお言葉をお使いになりましたけれども、やはり付添人、弁護士としては、少年との信頼関係をつくることに一生懸命です。そして、あわせていろいろな活動をやっていくということですので、それが断ち切られて、更に今度は家裁に送られたから別の弁護士が一から活動するとなると、またそこで少年と信頼関係をつくって4週間の間に結論を出すというのは大変困難な手続になりますので、具体的な場面を想定すると、そのわずか2か月弱の手続が別々になるというのは、ちょっと現実的ではないかなと思います。

上冨刑事法制管理官 ありがとうございます。

そろそろ予定の時間でございますので、後ほど申し上げますが、引き続き次回も前半を少年付添人制度について議論いただきたいと思っておりますので、本日の予定はこの程度にさせていただきます。

先ほど御質問のあった点で、1点データが分かったものがございましたので、福島局付から説明いたします。

福島刑事局付 当省の少年事件の概況の説明に関しまして小木曾先生から御質問いただいた点につきまして、今手元に平成22年の司法統計年報がございますので、これに基づきまして、非行なし不処分となったもの47名の内訳、これを簡単に多いものを紹介させていただきたいと思っております。まず、窃盗が15名ということになっております。続きまして、ぐ犯が7名です。さらに、遺失物等横領が4名、過失致死傷が3名などというふうになっております。

また、植村先生の御質問にお答えするものかどうかはちょっと分かりませんが、検察官関与があったかどうかは分かりませんが、対象事件となり得るものとしまして、ここで分かるもので非行なし不処分となったものとしましては、強姦が1件ということになっております。

以上です。

上富刑事法制管理官 今回の点を含めまして、本日の議事、資料につきましては、特に公開に適さないものはなかったと思っておりますので、全て公表するというようにさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

上富刑事法制管理官 それでは、そのようにさせていただきます。

次回の会合は、4月20日の午後2時から、場所はこの法務省第1会議室で開催させていただきます。先ほどちょっと申し上げましたが、次回の会合では、まず最高裁判所事務総局家庭局から弁護士付添人の役割について御説明を頂きたいと思っております。これについてもまた質疑応答をしていただいた上で、その後は、平成20年改正少年法の見直しのほかに検討すべき事項として前回御提案いただいた事項のうち、少年刑について取り上げることとしたいと思っております。当局から少年刑の制度や運用の現状についてまず御説明させていただきます。その後、続きまして植村先生から御説明を頂きたいと考えております。そのような予定で進めさせていただきます。

それでは、本日の意見交換会はこれで終了させていただきます。大変長時間ありがとうございました。

—了—